

マネージメント・レター 245
償却資産の申告

最近、道内の各市町村において償却資産の調査が積極的に行われているようです。新年度の申告の時期が近づいてきましたので、この機会に所有している償却資産をもう一度確認してみたいかがでしょうか。

1. 償却資産とは

償却資産とは土地や家屋以外で事業の用に供している有形減価償却資産(構築物・機械・器具・備品など)をいいます。その中でも中小企業者等の方が30万円未満の全額損金算入の特例を適用した資産については特に注意が必要です。この資産については取得の際にその全額を費用としていますので、償却資産の申告の際に漏れてしまう可能性があります。

また、帳簿や台帳において既に耐用年数を経過した資産であっても、事業の用に供している資産は申告が必要となります。

2. 申告の必要がない資産

棚卸資産・自動車・生物・無形減価償却資産など

取得価額(1個又は1組)が10万円未満のもの

取得価額が20万円未満のもので3年間の一括償却を行うもの

3. 納税義務者

賦課期日(1月1日)現在、償却資産を所有している法人・個人事業者

4. 申告期限

毎年1月31日

取得価額が10万円未満・20万円未満・30万円未満の資産についてはその区分に合わせて取り扱い方法が複数あります。法人税・所得税の申告の際は、その年により多くの経費化ができる方法を選択する場合があります。その際には償却資産の申告があることを失念しないようにご注意ください。

 今月のひとくちメモ 

灯油が欠かせない時期がやってきました。燃料タンクの劣化等による灯油漏れがこの時期毎年発生しています。自主的にタンクや配管の点検を行い、発生を未然に防ぎましょう。